

第88回産業統計部会議事概要

1 日 時 平成30年10月1日（月）16:00～18:00

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

河井 啓希（部会長）、川崎 茂

【専門委員】

小針 美和（株式会社農林中金総合研究所主任研究員）

【審議協力者（有識者）】

岸本 淳平（公益社団法人日本農業法人協会経営支援課課長）

【審議協力者（各省等）】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：片桐課長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：澤村審査官、宮内調査官ほか

4 議 題 農業経営統計調査の変更について

5 概 要

○ 8月28日開催の第125回統計委員会において諮問された農業経営統計調査の変更について、統計委員会において委員から発言された意見について共有した後、審査メモに沿って審議が行われた。

○ 審査メモのうち、「調査対象の属性的範囲の変更」及び「報告を求める事項」の一部について審議を行った結果、調査実施者において整理の上、次回部会において改めて審議することとされた一部の事項を除き、変更内容についてはおおむね適当と整理された。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）調査対象の属性的範囲の変更

- ・ 組織法人経営体と統合し「法人経営体」として区分する一戸一法人に係る結果については、従前は表章されていたが、今後も区分して表章されるのか。

→ そのとおりである。

- ・ 従前の一戸一法人を含んだ「個別経営体」の結果と、これを除いた「個人経営体」の

結果との断層については、全体平均では影響はないものと思われるが、規模階層別に見ると、大規模階層では一戸一法人が除かれることによる差異が生じる可能性がある。このため、データの時系列比較等の観点から、公表時における丁寧な説明や、従前の「個別経営体」の区分による表章結果も併せて提供する必要があると考える。

→ 十分考慮したい。

- ・ 本調査結果については、農林業センサスの結果をベンチマークとして、その時点での経営タイプ別経営体数のウェイトを用いて加重平均するため、次回の農林業センサスの結果でウェイトが変わることにより、平均値にも影響が出ると考えられるが、一戸一法人と組織法人経営体の数の伸びに差異があるのか。

→ 2010年農林業センサスと2015年農林業センサスの結果を比較すると、一戸一法人の数の伸びはあまり変動していないのに対し、組織法人経営体の数の伸びの方が大きい。

→ 「法人経営体」の大半が組織法人経営体のため、組織法人経営体数の伸びが大きい方がむしろ、数値の変動も目立たないので影響は少ないと思われる。

- ・ 今後、経営統計調査と生産費調査ともに2020年農林業センサスを母集団情報とすることに伴い、その母集団情報が使用可能となる調査年からは、経営統計調査と生産費調査を同じ調査対象区分に変更するのか。

→ 技術的には可能になるが、生産費調査の調査対象区分を変更することに伴う調査結果の接続性の問題や利活用の観点から、今後検討する必要がある。

(2) 報告を求める事項の変更

ア 調査票の構成の見直し

- ・ 今回の調査票の構成の見直しにより、統計調査員が報告者のところに足を運ぶ回数や記入の仕方の指導に係る業務量は効率化されるのか。

→ 労働時間の部分については、把握が一番難しいところでもあり、丁寧に指導する必要があるため、従前どおり年4回程度の訪問が必要と考えている。一方、経営統計調査票については、多くの項目が税務申告書類から転記可能となるため、調査開始時に丁寧な説明した上で、回収は1回で済むようになることから、職員や調査員の負担は軽減されると思われる。

- ・ 従来、一部の調査票については、職員や調査員による聞き取り調査として実施していたが、今回の見直しにより、全て報告者による自計方式に変更することとなる。このため、職員や調査員による説明だけではなく、調査事項ごとの具体的な記入の仕方等を示したマニュアルの作成についても検討してほしい。

また、これまでの営農類型別経営統計は、農家の総所得を捉えていて、年金等や農外収入を含めた世帯収入を表章し、それを1つのメルクマールとして利用してい

た部分もあった。今回の見直しにより、これらの項目が廃止され、農業経営により焦点を当てた調査に変更されるということを、統計利用者にも十分に周知してほしい。

→ 調査票にも若干の説明は記載しているが、別途、記入例を作成・配布することも考えている。また、見直しの内容についても、統計利用者に誤解を与えないよう、公表の際にしっかりと説明したい。

- ・ 労働時間等整理補助表については、提出を義務付けるものではなく、あくまで任意のものであることから、調査票ではないという整理か。調査票ではないこととした場合、様式を容易に変更できるというメリットがある反面、労働時間に係る元データとしての的確に把握していることが外形的に分からなくなる面もある。

→ 労働時間等整理補助表は、あくまで調査票の労働時間に係る調査事項に記入するための参考様式と考えている。

→ 労働時間等整理補助表を調査票ではないと整理するのであれば、報告者にとって紛れが生じないよう、報告義務を伴う調査票ではないこと、また、記入内容の秘密は保護されることについて、様式上に明記すべきではないか。

→ 検討する。

- ・ 今回の調査票の見直しについては、結果数値にも影響を及ぼす可能性があるほか、今後改善が必要な点も明らかになるものと思われる。また、今回は、2015年農林業センサスを母集団情報とする調査期間の途中での変更となるため、2020年農林業センサスを母集団情報とする標本の選定替えを行うまでの移行期間と捉え、より有用な調査となるよう、しっかりと検討を進めてほしい。

→ 施策上の必要性からこの時期での変更となったが、2020年農林業センサスを母集団情報とする変更の際には、今回の見直し部分以外にも新たな課題が出てくることも考えられる。

イ 「現況」「損益計算書」「貸借対照表」を把握する調査事項【経営統計調査票】

- ・ 調査方法が大きく変わることにより、一部の調査項目の結果に大きな断層が生じないか懸念しているが、事前検証を行うことは考えているのか。

→ 記入の可否については、日々報告者と接している地方農政局等の職員等に確認したところ、適切な説明・記入指導を行うことにより、記入には問題ないとのことであった。

また、個人経営体の経営統計調査票の損益計算書では、新たに「交際費」及び「市場手数料」の項目を設けているが、これらは現在の調査では、集計していない事項であるものの、損益計算書からの転記では含まれる可能性があるため、従前の調査結果へ与える影響の検証のために把握するものである。

→ 確定申告書の中に「交際費」の費目はなく、交際費や研修費は非常に区分が難

しいため、報告者が正確に「交際費」を記入できるか疑問である。今までの調査結果との接続（費用からの交際費の除外）を重視して「交際費」を別立てで把握するのではなく、費用の中に「交際費」は含まれるものとして整理した方がよいのではないか。

→ 別立てで把握することとしている「交際費」及び「市場手数料」について、報告者の誤解を生じないように、整理してほしい。

→ 検討する。

- ・ 代替データによる欠測値の補完方法は、既に決まっているのか。また、補完方法については、統計利用者に情報提供するのか。

→ 農業では、経営規模が同等の場合には同等の固定資産を持って営農しているのが一般的であるため、貸借対照表の資産の部分については、同一の営農類型・地域・経営規模階層に属する経営体の数値を用いて補完を行うことを想定している。また、補完方法についても、結果公表の際に、ホームページ等に掲載する予定である。

- ・ 一部の項目のみの欠測であれば、補完も可能と思うが、ほとんど何も記入されていないようなケースも想定されるのではないか。そのような場合、欠測値の補完は不可能なため、結果表の表章項目を簡略化する必要も生じるのではないか。現時点で、どの程度の欠測値が発生すると見込んでいるのか。

→ 経営統計調査票（個別経営体用）の7ページの「貸借対照表を作成していない場合」については、黄色で色付けしている「現金」、「預貯金等」、「売掛未収入金」等の項目部分が是非把握したい事項であり、実査に携わる地方農政局等の職員にも確認したところ、この程度の項目であれば把握可能とのことであった。

→ 当該項目について記入できない場合には、どのように補完を行うのか。

→ 同じ営農類型で、同じ品目、同じ経営規模、同じ地域の経営体の数値を用いて補完することを考えている。

- ・ 地域の普及指導員や地域を支えている皆さんとの連絡調整をしっかりと行えば、欠測値の補完は十分可能ではないかと考える。

- ・ 欠測値の補完方法は複雑なようなので、補完方法に関する情報についても、詳細に公表するようにしてほしい。

6 今後の予定

次回部会は平成30年10月18日（木）16時から総務省第2庁舎3階第1会議室において開催することとされた。

また、本日の部会の結果については、10月25日（木）に開催予定の第127回統計委員会に

において、河井部会長から報告することとされた。

(以 上)